

務	00	01	10年
(令和17年3月末まで保存)			
(令和17年3月末まで有効)			

警務 第 4 8 号

令和6年5月2日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

職務に専念する義務の免除の取扱いについて

職務に専念する義務の免除については、「職務に専念する義務の免除の取扱いについて」（令和5年10月18日付け警務第237号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、職員の家族が疾病又は負傷により看護を必要とする場合の家族の範囲について、所要の見直しを行うこととしたので、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 見直しの内容

職員の家族が疾病又は負傷により看護を必要とする場合の家族の範囲に「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を含むこととした。

2 職務に専念する義務の特例

- (1) 研修を受ける場合（職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年3月青森県条例第15号。以下「条例」という。）第2条第1号）

「研修」とは、研究、研鑽、修練、修養等を一括した言葉で、勤務能率の発揮、維持、増進等職務の遂行に資することを目的とするものであるが、必ずしも直接これらにつながるものに限らず、公務員としての見識の向上につながる等長期的に見て職務の遂行に役立つものも含むものである。

したがって、公務として取り扱うことができない研修であっても、公務運営に支障がなく、かつ、当該研修が公務員としての見識向上につながると所属長が認める研修に職員が参加する場合は、別記様式第1号により職務に専念する義務の免除を申請すること。

- (2) 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合（条例第2条第2号）

職員が、別表第1に掲げる厚生に関する計画の実施に参加する場合は、職務に専念する義務の免除の内容及び期間について、青森県警察勤務管理システムにより承認を受けること。

なお、承認は、各所属長の専決事項とする。

(3) 他の団体の役職員を兼ね、又は他の団体の事務に従事する場合

県行政の運営上特に必要と認められる他の地位に属する事務を行う場合（人事委員会規則12－1（職務に専念する義務の特例）第2条第6項）にあっては、別記様式第2号により職務に専念する義務の免除を申請すること（この場合、1回当たりの従事時間は僅少であるが、その回数が頻繁に生ずることが予想されるときは、あらかじめ包括的に免除の申請をすること。）。ただし、別表第2に掲げる警察行政の運営上特に必要と認められ、かつ、その業務内容に公益性が認められる団体又は地位に属する事務を行う場合であって、当該団体の業務に職員として当然、協力及び支援する必要があるときは、公務として取り扱うこととする。

(4) スポーツ競技大会等に役員等として参加する場合

職員がスポーツ競技大会等に役員等として参加する場合に職務に専念する義務が免除されるのは、次の表に該当する場合であり、別記様式第3号により職務に専念する義務の免除を申請すること。

競技大会等	地位
国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（県及び東北地区予選会並びにリハーサル大会を含む。）	役員 監督 コーチ マネージャー 選手
市町村対抗県民体育大会	役員 監督 マネージャー 選手
青森県民駅伝競走大会	役員 監督 マネージャー 選手
日本各競技種目別競技団体又は東北各競技種目別競技団体が主催する全国的競技大会又は東北地区大会（国民スポーツ大会の種目のあるものに限る。リハーサル大会を含む。）	役員
青森県各競技種目別競技団体が主催する県大会（国民スポーツ大会の競技種目にあるものに限る。）	役員
体育協会又は各競技団体の会長等からの委嘱を受けて参加する役員及びスポーツ指導者の養成又は資質向上のための講習会及び研修会	講師 受講者

注1 選手強化合宿等に参加する職員については、職務に専念する義務の免除は認められない。ただし、本県開催の国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会における競技力向上のため、選手強化合宿等に参加する場合は認められる。

注2 「役員」とは、大会役員及び競技役員をいい、審判員、記録員及び競技用具等の準備等の業務に従事する者を含む。

(5) 職員が大学の通信教育部における夏期又は冬期面接授業を受講する場合

大学の通信教育による夏期又は冬期面接授業（以下「スクーリング」という。）を受講する職員は、1年につき、いずれか一方の受講期間に対し30日以内（週休日、休日及び代休日は含まれない。半日勤務日等は1日として計算する。）の日数の範囲内において、職務に専念する義務が免除されるため、別記様式第4号により職務に専念する義務の免除を申請すること。

なお、スクーリング受講のため、受講地までの往復に要する時間は、スクーリング期間として取り扱うものとする。

(6) 職員の家族が疾病又は負傷により看護を必要とする場合

職員の家族が疾病又は負傷により看護を必要とし、かつ、職員以外に看護する者がいない場合において、職員から願い出があったときは、職務に専念する義務が免除される。ただし、「青森県警察職員の特別休暇の運用について」（令和6年5月2日付け警務第47号）別表第17項に規定する短期介護休暇に引き続いて、当該休暇の対象となった同一の家族に係る看護を行う場合は、職務に専念する義務を免除しないこととする。

ア 家族の範囲

- (ア) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (イ) 1親等の血族及び姻族（義務教育終了までの子を除く。）
- (ウ) 2親等の血族及び姻族
- (エ) 条例第8条の3第1項において子に含まれるものとされる者（義務教育終了までの子を除く。）

イ 免除の期間

毎年1月1日から12月31日までの間において3日（非常勤職員にあっては、24時間に非常勤職員の1週間当たりの勤務時間（当該勤務時間に1時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間）を38時間45分で除して得た数を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間とする。

ウ 免除の単位

1日、半日又は1時間（非常勤職員にあっては、1時間）とする。

エ 承認手続

職員が、家族の看護に係る職務に専念する義務の免除を申請する場合は、職務に専念する義務の免除の内容及び期間について、青森県警察勤務管理システムにより承認を受けること。

なお、承認は、各所属長の専決事項とする。

3 免除の申請及び承認

- (1) 上記2(2)及び(6)の場合を除き、職務に専念する義務の免除願は、所属長及び警務部警務課長を経て本職に申請すること。この場合、当該申請に係る内容、期間等が記載された関係書類（資料）、スポーツ競技大会の主催団体からの派遣要請文書、スクーリングの受講を証明する書面等を添付すること。

申請者の所属担当者は、当該職務に専念する義務の免除願の写しを保管し、その経緯について明らかにしておくこと。

- (2) 他の団体の役職員を兼ね、又は他の団体の事務に従事する場合は、就こうとする事務の属する団体の業務内容についての関係書類（定款、規約、規則、依頼文書の写し等）を添付するとともに、責任の程度欄には、当該役職における責任の程度を記載すること（例～「事務に関する責任は負わない。」「代表権、議決権等はない。」）。

なお、当該団体ごとに複数人分をまとめて免除を申請した場合等において、当該申請期間中に事務担当者に変動があった場合は、業務内容に変更がない限り関係書類の添付を省略し、職務に専念する義務の免除願の様式の各欄を従来どおり記載した上、団体に従事することを必要とする理由欄に「担当者変更」と朱書きすること。

- (3) 本職が職務に専念する義務の免除を承認した場合は、当該職務に専念する義務の免除願の処理結果欄に決裁日、承認の有無、通知状況を記載し、その内容を速

やかに警務部警務課長から、申請者の所属長を経て申請者に通知することとする。

- (4) 申請者の所属担当者は、前記(3)に係る処理結果を当該所属で保存する当該免除願控に記入し、その経過を明らかにしておくこと。

4 留意事項

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条に「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と職務に専念する義務が規定されている。

職務に専念する義務の免除を判断するに当たっては、公務優先の原則に照らし、公務運営に支障がないかどうか十分に判断した上で措置するとともに、職務に専念する義務を免除する期間については、真に必要な期間とすること。

5 協議

職務に専念する義務の免除に該当するか否か、免除願の申請方法、免除する期間等について判断を要する場合は、警務部警務課長と協議すること。

担当 警務課 企画係

別表第1（職員の厚生に関する計画のうち、職務に専念する義務を免除するもの）

項目	該当者
1 胃がん検診	本部長が指定する年齢の職員で、定期健康診断を実施する日以外の日に受診するもの
2 大腸がん検診	本部長が指定する年齢の職員で、定期健康診断を実施する日以外の日に受診するもの
3 腹部超音波（エコー）検査	本部長が指定する年齢の職員で、腹部超音波検査を受診するもの
4 情報機器作業健康診断	情報機器作業に従事する職員で、本部長が指定するもの
5 検診後の事後指導	本部長が実施する健康診断を受診した職員で、結果に「要精検」の項目があり再検査（精密検査）を受診するもの
6 婦人科検診	本部長が計画した婦人科検診を受診する者
7 脳ドック	本部長が計画した脳ドックを受診する者
8 肺ドック	本部長が計画した肺ドックを受診する者
9 胃ドック	本部長が計画した胃ドックを受診する者
10 ライフサイクルプラン研修	厚生課長が指定する職員で、受講を希望するもの
11 健康教室	健康教室を受講する者
12 保健指導	保健指導を受ける者

別表第2 (警察行政の運営上特に必要と認められ、かつ、その業務内容に公益性が認められる主な団体)

- 1 被害者支援連絡協議会
- 2 地区防犯協会
- 3 金融機関防犯協力会
- 4 交番（駐在所）連絡協議会
- 5 山岳遭難防止対策協議会
- 6 少年警察ボランティア連絡協議会
- 7 地区少年警察ボランティア（補導協力員）連絡会
- 8 地区万引き等防止協力会
- 9 県警察医会
- 10 暴力追放推進協議会（市民会議）
- 11 地区沿岸防犯協力会

別記様式第1号（研修に係る職務に専念する義務の免除願）

務	19	03	1年
---	----	----	----

年　月　日

青森県警察本部長 殿

職務に専念する義務の免除願

所 属 名					
参 加 者	官職		氏名		
研 修 内 容	1 研修名（主催者）				
	2 研修期間（うち職務に専念する義務の免除を要する期間）				
	3 研修場所				
	4 研修の内容				
本 部 決 裁	警 務 課 長	理 事 官	企画調査官	補 佐	係 長
所 属 決 裁	所 属 長				
処 理 結 果	1 本部決裁日及び結果 ____月____日 承 認・承認せず				
	2 所属通知日（担当者） ____月____日 担当_____				

※ 申請に必要な記載内容がわかる資料等を添付することにより、記載を省略できる。

別記様式第2号（他の団体の事務に従事する場合の職務に専念する義務の免除願）

務	19	03	1年
---	----	----	----

年　月　日

青森県警察本部長 殿

職務に専念する義務の免除願

所 属 名					
1 就こうとする事務の属する団体	団体名				
	所在地				
	事業内容				
2 就こうとする事務	官職・氏名	(1)	(2)		
	職名				
	勤務先				
	事務の内容				
	責任の程度				
	従事の期間				
	従事1日当たりの期間				
	費用弁償の有無				
	官職・氏名	(3)	(4)		
	職名				
	勤務先				
	事務の内容				
	責任の程度				
	従事の期間				
従事1日当たりの期間					
費用弁償の有無					
3 他の団体に従事することを必要とする理由					
本部決裁	警務課長	理事官	企画調査官	補佐	係長
所属決裁	所属長				
処理結果	1 本部決裁日及び結果 _____月_____日	承認・承認せず			
	2 所属通知日(担当者) _____月_____日	担当_____			

※ 申請に必要な記載内容がわかる資料等を添付することにより、記載を省略できる。

別記様式第3号（スポーツ競技大会等に役員等として参加する場合の職務に専念する義務の免除願）

務	19	03	1年
---	----	----	----

年　月　日

青森県警察本部長 殿

所 属
官 職
氏 名

職務に専念する義務の免除願

免除願の理由					
期間(うち職務に専念する義務の免除を要する期間)					
本部決裁	警務課長	理事官	企画調査官	補佐	係長
所属決裁	所属長				
処理結果	1 本部決裁日及び結果 _____月_____日 承認・承認せず				
	2 所属通知日 (担当者) _____月_____日 担当_____				

※ 申請に必要な記載内容がわかる資料等を添付することにより、記載を省略できる。

別記様式第4号（スクーリングに係る職務に専念する義務の免除願）

務	19	03	1年
---	----	----	----

年　月　日

青森県警察本部長 殿

所 属
官 職
氏 名

職務に専念する義務の免除願

研修内容	1 大学名（主催者等） 2 スクーリング受講期間（うち職務に専念する義務の免除を要する期間） 3 スクーリング受講場所 4 内容				
本部決裁	警務課長	理事官	企画調査官	補佐	係長
所属決裁	所属長				
処理結果	1 本部決裁日及び結果 _____月_____日 承認・承認せず 2 所属通知日（担当者） _____月_____日 担当_____				

※ 申請に必要な記載内容がわかる資料等を添付することにより、記載を省略できる。